

件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法第204条
<p>【改正の概要】</p> <p>県税事務従事職員の特殊勤務手当を改定するための一部改正</p> <p>1 手当の額の改定 日額 270 円 日額 500 円</p> <p>2 支給対象業務の拡大 （現行）納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの （追加）納税義務者、滞納者等との間において行う県税の賦課及び徴収に関する折衝業務で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>〔業務内容〕電話又は庁舎内で行う折衝業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の賦課及び差押えに関する苦情に対応する業務 ・ 滞納者に対して行う納税指導の業務 	
施行日	平成 16 年 4 月 1 日